

豊橋市監査公表第12号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和2年12月28日

豊橋市監査委員 杉浦康夫  
同 朝倉茂  
同 尾林伸治  
同 近藤修司

財政援助団体等監査の結果について

第1 監査の対象

	団体名	対象区分	団体に係る事務の所管課
1	公益財団法人 豊橋みどりの協会	補助金等交付、出資団体及 び公の施設の管理	都市計画部 公園緑地課 総合動植物公園 動植物園
2	公益財団法人 豊橋市学校給食協会	補助金等交付及び出資団体	教育部 保健給食課
3	社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会	補助金等交付及び公の施設 の管理	福祉部 福祉政策課 こども未来部 こども未来政策課

第2 監査の期間

令和2年8月20日～令和2年11月16日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、監査の対象団体に対し補助金、出資及び公の施設の管理に係る令和元年度における出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、会計諸帳簿、証拠書類との照合等のほか、それぞれの目的に沿って事務事業が適正に実施されているかどうか、また、公の施設の管理については、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

また、所管課に対しては、当該監査団体に対する指導監督が適切になされているかどうかの主眼において監査を実施した。

#### 第4 団体の概要等

##### 1 公益財団法人 豊橋みどりの協会

###### 1-1 概要

###### (1) 設立年月日

平成2年4月1日（平成24年4月1日 公益財団法人移行）

###### (2) 基本財産（令和2年3月31日現在）

119,073,593円（うち本市出捐金74,531,717円）

###### (3) 役員数及び職員数（令和2年3月31日現在）

理事長 1名

副理事長 1名

常務理事 1名

理事 9名

監事 2名

職員（事務局）21名（うち1名は常務理事が事務局長を兼任）

###### (4) 主な事業

ア 市民の緑化意識の高揚及び緑化活動支援

イ 豊橋総合動植物公園内の植物園施設等を活用して、植物や自然とのふれあいの機会と場の提供

ウ 豊橋総合動植物公園における便益機材等の貸出し

エ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

###### 1-2 補助金の額

豊橋みどりの協会補助金 113,620,787円

豊橋市緑化助成金交付金（花交流フェア2019） 2,988,000円

###### 1-3 指定管理の概要

施設の名称	所在地	指定管理期間	指定管理料 (令和元年度)
豊橋総合動植物公園	大岩町字大穴地内	H31.4.1～R6.3.31	278,000,000円

## 2 公益財団法人 豊橋市学校給食協会

### 2-1 概要

(1) 設立年月日

昭和44年4月1日（平成25年4月1日 公益財団法人移行）

(2) 基本財産（令和2年3月31日現在）

1,200万円（うち本市出捐金1,000万円）

(3) 役員数及び職員数（令和2年3月31日現在）

理事長 1名

常務理事 1名

理事 5名

監事 2名

職員（事務局）10名（うち1名は常務理事が事務局長を兼任）

(4) 主な事業

ア 学校給食を機会とした地産地消及び食育関連事業

イ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 2-2 補助金の額

公益財団法人豊橋市学校給食協会補助金 61,975,156円

## 3 社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会

### 3-1 概要

(1) 設立年月日

昭和26年6月1日（法人認可 昭和32年3月14日）

(2) 会員数（令和2年3月31日現在）

特別会員 1,080名

施設会員 116名

賛助会員 120名

普通会員 8,722名

(3) 役員数及び職員数（令和2年3月31日現在）

会長 1名

副会長 2名

常務理事 1名

理事 9名

監事 3名

常勤職員 139名（うち1名は常務理事兼任）

パート職員 98名

(4) 主な事業

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 共同募金事業への協力

ウ 生活福祉資金等貸付事業

エ 居宅介護等事業の経営

オ 地域福祉サービスセンター事業

カ 総合福祉センターの経営

キ 地域福祉センター等の経営

3-2 補助金の額

豊橋市社会福祉協議会補助金（活動費補助金）	37,689,343円
豊橋市社会福祉協議会補助金（福祉活動専門員設置費補助金）	8,573,770円
ボランティア事業推進費補助金	17,920,808円
地域助け合い事業補助金	1,218,280円
地域福祉サービスセンター事業補助金	11,965,000円
生活資金一時貸付事務費補助金	525,000円
つつじが丘地域福祉センター管理運営事業費補助金	15,840,666円
東部老人会館運営費補助金	3,247,693円
市民福祉の日事業負担金	1,700,000円
学生服等リユース事業補助金	650,000円
フードバンク設置支援事業	500,000円

3-3 指定管理の概要

施設の名称	所在地	指定管理期間	指定管理料 (令和元年度)
総合福祉センター	前畑町115	H31.4.1~R6.3.31	47,833,000円
八町地域福祉センター	八町通五丁目9	H31.4.1~R6.3.31	46,073,000円
大清水地域福祉センター	大清水町字大清水546		
牟呂地域福祉センター	牟呂町字内田22-2		

## 第5 監査の結果及び意見

監査の対象とした団体への補助金、出資及び公の施設の管理に係る令和元年度における出納その他の事務の執行状況及び同団体に対する所管課の指導状況等について監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり改善又は検討を要する事項が見受けられた。

### 公益財団法人 豊橋みどりの協会

#### 〔 豊橋みどりの協会 〕

##### 指摘事項

- ・代表理事の変更登記手続において、組合等登記令に規定されている期間内に登記がされていなかったため、適正な事務処理をされたい。
- ・理事会の議案資料において、理事長候補者の住所が住民票記載事項証明書と相違していたため、事前に公的書類により確認するなど適正な事務処理をされたい。
- ・一般社団法人林業薬剤協会への図書代金の支出において、誤って立替払をしているが通常の支払としての事務手続を行っていたため、適正な事務処理をされたい。
- ・花交流フェアに係る委託業務において、再委託があるにもかかわらず再委託届の提出等の手続がされていなかったため、契約書類にその手続を記載するなど適正な事務処理をされたい。
- ・花交流フェアに係る賃貸借契約において、業務委託の契約書となっているものが散見され、また、業務委託とすべき運転手付観光バスの借上を賃貸借として契約していたため、それぞれ業務内容を確認し、適正な事務処理をされたい。
- ・指定管理者指定申請書において、収支計画が支出超過として作成されていたため、収支同額の計画を作成するよう適正な事務手続をされたい。

##### 意見

- ・退職給付引当資産の運用において、資金の大半が中途売却を前提とした超長期債券で運用されているため、適切なポートフォリオに基づく運用に努められたい。
- ・緑化思想啓発活動支援事業において、同一仕様のプランター木枠を3回の契約に分けて購入している。これらの納期限が近接しているため、本来であればまとめて競争入札とすべきところ、それぞれの契約金額が随意契約の範囲内であり、かつ性質又は目的が入札に適しないなどの理由により一者随意契約としていたため、競争性及び公正性が確保されるよう適切な事務処理に努められたい。

- ・花交流フェアに係る委託業務において、実績報告書に添付されている写真では仕様内容の履行が確認できないものが散見されたので、履行確認できる写真を添付するよう適切な事務処理に努められたい。
- ・指定管理業務に係る事業報告において、法人会計に基づき収支報告書を作成していたが、指定管理業務に直接対応しない項目を含んで報告されていたので、指定管理業務の収支計画に対応した報告書となるよう適切な事務処理に努められたい。
- ・指定管理業務の事業費において、従前の指定管理業務により発生した剰余金を充てているが、当協会の目的である緑化事業に充てることについても検討されたい。

#### 〔 都市計画部 公園緑地課 〕

##### 意 見

- ・緑化助成金の交付において、「あいち森と緑づくり税」を活用している旨の表示板を設置することを交付条件としているが、設置した写真が添付されずに事業実績報告書を受理していたので、適切な事務処理に努められたい。

#### 〔 総合動植物公園 動植物園 〕

##### 指摘事項

- ・植物園管理業務の修繕において、指定管理者管理水準書には「軽微な修繕（30万円程度）は、指定管理料の範囲で行うこと。」とあるが、30万円を超える修繕が行われていたので、同管理水準書に従い適正な運用をされたい。
- ・指定管理業務に係る備品管理において、令和2年5月31日付けで令和元年度に購入した物品を一括して報告を受けたにもかかわらず、備品一覧に登録していなかったため、物品購入の都度報告を受けるとともに速やかに備品登録を行うようにするなど、適正な事務処理をされたい。

##### 意 見

- ・指定管理者指定申請書において、収支同額で作成すべき収支計画書が支出超過として作成されていたので、適切な収支計画を作成するよう指定管理者を指導されたい。

### 公益財団法人 豊橋市学校給食協会

#### 〔 豊橋市学校給食協会 〕

##### 指摘事項

- ・小口現金の精算手続において、財務事務処理規程では月内に払い出した額を取りまとめて当該月の25日までにすべきところされていなかったため、精算日や精算方法の見直しを含め適正な事務処理をされたい。

- ・貸借対照表、総勘定元帳等の決算に係る帳票において、帳票によって金額が異なる科目が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。
- ・契約事務規程において、監督員と検査員をともに事務局長としていたが、同一人ではチェック機能が働かないので、規程を改正するなど適正な事務処理をされたい。
- ・契約事務手続において、契約事務規程に定める入札経過調書が作成されていなかったため、適正な事務処理をされたい。

## 意見

- ・インターネットバンキングによる送金手続において、担当者以外の者による点検が不十分なので、担当者・承認者を別の者とし、複数人で事務執行することにより、不正な送金等が発生しないよう適切な事務処理に努められたい。
- ・基本財産台帳及び固定資産台帳において、基本財産である郵便貯金の更新手続漏れや固定資産である備品一覧の確認漏れが散見されたため、年度切替時に行うべき事項を整理するなど適切な事務処理に努められたい。
- ・職員就業規則第15条に規定する解雇の手続において、審査委員会にて決定することとなっているが、審査委員会の運営方法等が定められていないため、要綱等の整備を検討されたい。
- ・切手の管理において、切手受払簿が金種ごとにページを分けて作成され、かつ、それぞれの2枚目以降に金種の表記もされていないため、受払簿の一部が欠落することで切手の管理ができなくなるおそれがあるので、適切な事務処理に努められたい。
- ・給食食材の物資事故において、軽易な事案及び当該月に原因を究明できなかった事案などその記録書類を保健給食課へ提出していないものがあるので、適切な事務処理に努められたい。
- ・給食食材の物資事故において、同一業者による同種の事故が複数回発生していたため、安全安心な給食を提供するため、厳格な処分を行うなど事故の再発防止に努められたい。
- ・令和2年4月分の給食食材の発注において、令和2年度の登録業者の決定が3月であるが、その決定前の2月に令和元年度の登録業者に対して依頼が行われていたため、年度切替時における対応を定めるなど適切な事務処理に努められたい。
- ・学校給食用食品の規格書において、豚肉の規格を「と畜検査合格上級品」と指定しているが、その規格に合致することを確認する根拠がないため、規格書に基づく納品検査が可能になるよう規格内容の見直しを図られたい。
- ・給食食材発注において、登録業者が一者にとどまる食品分野や応札者が一者のものが散見されているため、競争性の確保及び非常時におけるリスク回避ができるように登録者及び応札者を増やす取組をされたい。

〔 教育部 保健給食課 〕

意 見

- ・給食食材の物資事故において、同一業者による同種の事故が複数回発生していたので、安全安心な給食を提供できるよう給食協会とともに再発防止及び安全対策を十分講ずるなど、適切な事務処理に努められたい。

社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会

〔 豊橋市社会福祉協議会 〕

指摘事項

- ・旅費の概算払において、金額が確定され次第、速やかに精算しなければならないこととなっているが、精算手続がされていなかったため、経理規程に則り適正な事務処理をされたい。
- ・物品等の支払において、毎月末日までに発生した債務をまとめて翌月末日までに行うこととなっているが、期日までに支払をしていない事例が散見されたため、経理規程に則り適正な事務処理をされたい。
- ・計算書類に対する注記(法人全体)において、「満期保有目的の債券内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」の時価が誤っているため、社会福祉法人会計基準に則り正確な計算書類を作成されたい。
- ・八町地域福祉センター受水槽・高架水槽清掃業務において、水道法に基づく検査結果の報告で水槽本体とマンホールの密閉性が保たれないとの指摘があるにもかかわらず対応を放置していたため、早急な修繕対応を図られたい。

意 見

- ・貸借対照表において、経理規程では退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上すると規定しているが、同額の引当資産が計上されていない。引当金処理の現状を踏まえ、経理規程の改正等を含め適切な事務処理に努められたい。
- ・福祉センター壁面緑化維持管理業務において、害虫駆除のため薬剤散布を行うよう指示していたが、人畜及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため、住宅地等における農薬使用に関する国の通知に基づき適切な業務が行われるよう努められたい。
- ・つつじが丘地域福祉センター清掃業務の入札において、経理規程施行細則で規定する3回の入札を行わずに随意契約としていたため、適切な事務処理に努められたい。

- ・グリーストラップの清掃において、汚泥の廃棄物処分にあたりマニフェストを発行していたが、収集運搬までのものしかなく、運搬処分したものを受理していなかったため、適切な事務処理に努められたい。

〔 福祉部 福祉政策課 〕

**指摘事項**

- ・指定管理業務において、指定管理者から協定書の仕様書に定める修繕内容の報告がされておらず、また、物品の異動についての報告が口頭のみであったため、協定書に則った適正な事務処理を行うよう指定管理者を指導されたい。

**意 見**

- ・生活資金一時貸付金において、不納欠損処分を行っているが、その主な理由が「転居先不明」によるものとなっているため、速やかな返納指導ができるようにするなど有効な対策を検討されたい。
- ・総合福祉センターの地下1階のパティオにおいて、大雨時に排水処理ができずに建物内へ浸水していたため、早急な改善を図られたい。